

平成 2 7 年度

中野区職員倫理条例の運営状況の報告について

中野区職員倫理条例第 1 1 条の規定により、運営状況を報告する。

中野区長 田中 大輔

中野区職員倫理条例第11条に規定する運営状況の報告として、公益通報及び不当要求行為の運営状況について、下記のとおり報告する。

記

1 運営状況の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 報告内容

(1) 中野区職員倫理条例第6条（公益通報）について
公益通報の件数 0件

(2) 中野区職員倫理条例第8条（不当要求行為）について
不当要求行為等の件数 0件